

別表第 18 号 技術基準・適合認定審査に係る標準手数料(第55条関係)

(2) 技術基準・適合認定審査に係る標準手数料(消費税は非課税)

(2020年11月1日)

手数料の額(円) 端末機器の種類	試験結果報告等書類(*1)の 提出あり(*2)	
	単 独	複 合(*3)
1 アナログ電話用設備又は移動電話用設備に接続される端末機器 (1) 電話機(*7)	27,000	24,000
(2) 構内交換設備又はボタン電話装置 ① 収容回線数 1回線	23,000	21,000
② 収容回線数 2回線以上	27,000	25,000
(3) 変復調装置、ファクシミリその他の端末機器	27,000	25,000
2 無線呼出用設備に接続される端末機器	25,000	22,000
3 総合デジタル通信用設備に接続される端末機器	27,000	25,000
4 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器(*7) ① インタフェースの種類 1(*4)	25,000	23,000
② インタフェースの種類 2以上	27,000	25,000
5 インターネットプロトコル電話用設備に接続される端末機器(*5)	29,000	27,000
6 インターネットプロトコル移動電話用設備に接続される端末機器(*6) (*7)	32,000	29,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、業務規程別表第2号に定める書類をいう。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当協会において試験を実施します。試験費用は別途見積ります。

(*3) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みをいう。

(*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類をいう。

(*5) インターネットプロトコル電話端末のDE認定に係る機器は、5 インターネットプロトコル電話端末の料金とする。

(*6) インターネットプロトコル移動電話端末のDF認定に係る機器は、6 インターネットプロトコル移動電話端末の料金とする。

(*7) 移動電話用設備に接続される端末機器で複数の方式(DS/MC-CDMA, FDD-LTE, TD-LTE 等)にまたがるときは、表に掲げる額に5万円づつ加算する。また、DS/MC-CDMA でCSがある場合はさらに各3万円を加算する。

(*8) 専用通信回線設備又はデジタルデータ伝送用設備に接続される端末機器の内、端末設備等規則第34条の10の適用対象である場合は、2万円を加算する。